

重要なお知らせ
(必ず、保護者の方に
渡してください)

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の所得について、**以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】**(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額**

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要です**。入学時等に学校から案内があるので、必ず申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。

提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、**申請時に提出されたマイナンバー**を利用し、都道府県が確認作業を行うため、**マイナンバー関係書類の再度の提出は不要**です。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

※意向確認書類（保護者等情報や課税地の変更の有無を含む。）の提出が必要な場合があります。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

(1)公立学校に通う生徒：

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2)私立学校等に通う生徒：

右図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

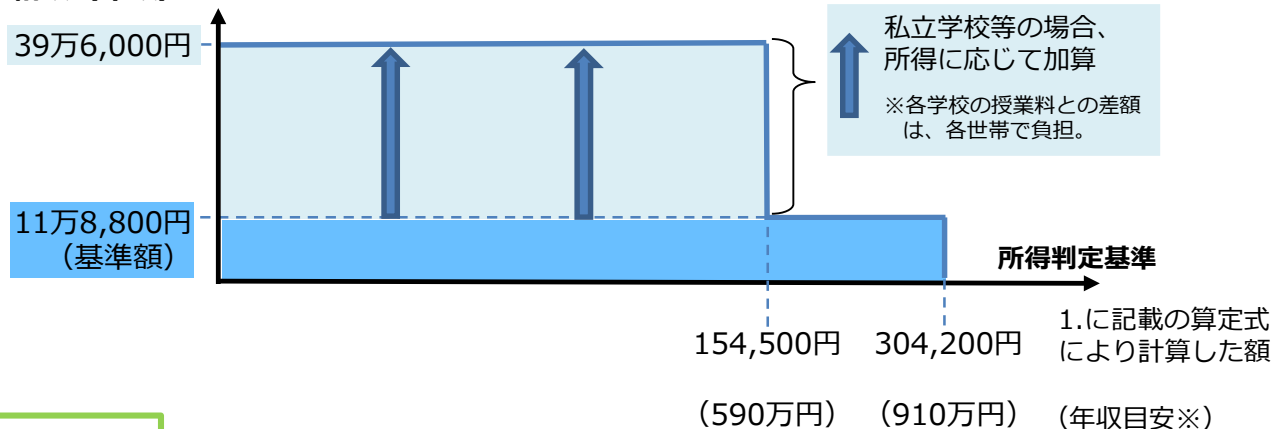
※ 所得の判定基準は、1.に記載した算定式により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

全日制高校の場合の支給額

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

支給額（年額）



具体的な手続などについては裏面をご覧ください→